

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和2年12月3日提出

日立市長 小川春樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 2 年 1 0 月 2 1 日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和2年8月24日午後6時20分頃、日立市□□町□丁目□□番地先市道5716号路上において、日立市□□□町□丁目□□番□□号□□□氏の使用する自動車が走行した際、側溝のグレーチングが跳ね上がり、当該自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金806,677円